

借地非訟事件の申立手数料の額の算定の基礎となる借地権の目的の土地の価額の算
定基準について

昭和42年4月14日民二第334号高等裁判所
長官、地方裁判所長あて民事局長通知

借地非訟事件の申立手数料の額は、当該事件に係る借地権の目的の土地の価額を基礎と
して算定することとなっておりますが、執務の参考のため、右価額の算定基準を左記のと
おり定めたので通知します。

なお、右価額の算定のための資料とすべき証明書の交付については、別添のとおり自治
省と打合せ済みであります。

おつて、管内の簡易裁判所に対しては、地方裁判所長から伝達して下さい。

記

借地権の目的の土地について地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十
九条の規定による価格のあるものについてはその価格を基準とし、その他のものについて
は取引価格を基準とすること。

なお、右価格については、当事者に固定資産の価格についての所管公署の証明書を提出
させる等の方法により証明させること。

別添

自治固第三三号

昭和四十二年四月三日

自治省税務局長

最高裁判所事務総局民事局長殿

借地非訟事件の申立手数料の額の算定のための資料とすべき証明書の交付について

本年二月二三日付最高裁民二第一九六号をもつて依頼のあつた標記のことについて、別
紙のとおり各都道府県あて通達しましたから御了知下さい。

自治固第三三号

昭和四十二年四月三日

自治省税務局長

東京都主税局長殿

東京都総務局長殿

各道府県総務部長殿

借地非訟事件の申立手数料の額の算定のための資料とすべき証明書の交付について

標記のことについて最高裁判所事務総局民事局長から別紙のとおり依頼があつたが、借
地非訟事件の当事者（当事者となるべき者を含む。）のうち当該事件に係る土地の所有者
以外のものまたはその代理人から借地非訟事件の申立手数料の額の算定のための資料とす
べき証明書の交付を市町村において求められた場合には、その交付を行なうことが適当で
あるから、この旨貴管下市町村に御示達のうえ事務処理上遺憾のないよう御指導願いた
い。

最高裁民二第一九六号

昭和四十二年二月二十三日

最高裁判所事務総局民事局長 菅野啓蔵

自治省税務局長殿

借地非訟事件の申立手数料の額の算定のための資料とすべき証明書の交付について（依
頼）

借地法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第九十三号）の施行にともなう借地
非訟事件の申立手数料の額は、借地権の目的の土地の価額を基準として算定することにな
っております（借地非訟事件手数料等規則（昭和四十二年最高裁判所規則第二号）第一条
参照）。ついては、借地権の目的の土地に係る地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六
号）第三百四十九条の規定による価格を申立手数料の算定のための資料としたいので、当該
事件の当事者（当事者となるべき者を含む。）またはその代理人が固定資産課税台帳を所
管する公署たる市町村に対し、右の価格に関する証明書の交付を求めたときは、これを交
付するものとするようお取り計らい下さい。